株主の皆様へ

平成 24 年 10 月 25 日
サンデン交通株式会社

# 損害賠償請求（民事）訴訟についてのご報告

弊社は、弊社の元従業員（男性、現在 34 歳、平成 23 年 7 月 19 日懲戒解雇）に対し、平成 23 年 9 月 27 日付で、山口地方裁判所下関支部に民事の損害賠償請求の訴えを提起しました。

この判決言い渡し（請求金額全部認容判決）が平成 24 年 10 月 24 日付で下記のとおり行われましたので、ここにご報告いたします。

判決文

①被告（元従業員）は、原告（サンデン交通株式会社）に対し、金 7716 万 2560 円及びこれに対する平成 23 年 10 月 4 日から完済まで年 5 分の割合による金員を支払え。

②訴訟費用は被告の負担とする。

③この判決は、仮に執行することができる。

以上